

# 平成30年8月から、70歳以上の皆さまの 高額療養費の上限額が変わります

## 高額療養費制度とは、

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

⇒上限額(月ごと・70歳以上)が下の表のように変わります。現役並み所得者の方は「限度額適用認定証」を発行する場合がありますので、ご注意ください。

平成30年8月以降、ひと月にひとつの医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は「限度額適用認定証」の交付について住民課へお問い合わせください。

※「限度額適用認定証」を提示しない場合、医療機関での支払い額が高額になる場合があります。

ただし、その場合でも上限額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます。

変更前		変更後				
平成30年7月までの上限額 (70歳以上)		平成30年8月からの上限額 (70歳以上)				
適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	
現役並み所得者	課税所得 145万円 以上の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 《多数回44,400円》 (※1)	Ⅲ 課税所得690 万円以上の方	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 《多数回140,100円》(※1)	Ⅱ 課税所得380 万円以上690 万円未満の方	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 《多数回93,000円》(※1)
		145万円 未満の方	14,000円 [年間の上限 144,000円]	57,600円 《多数回44,400円》 (※1)	Ⅰ 課税所得145 万円以上380 万円未満の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 《多数回44,400円》(※1)
		Ⅱ 住民税非課税 世帯(※2)	8,000円	24,600円	課税所得145万 円未満の方	18,000円 [年間の上限 144,000円]
住民税非課税	Ⅰ 住民税非課税 世帯(年金収入 80万円以下な ど)(※2)	15,000円	Ⅱ 住民税非課税 世帯(※2)	8,000円	24,600円	
		15,000円	Ⅰ 住民税非課税 世帯(年金収入 80万円以下な ど)(※2)	8,000円	15,000円	

申請により限度額適用認定証を交付

(※1) 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

(※2) 住民税非課税世帯の方については、従来通り「限度額適用・標準負担減額認定証」を交付します。

お問合せ●住民課国保年金係 ☎ 76-5405

## 香取支部ポンプ操法大会

6月23日、栗源消防訓練場を会場に、平成30年度公益財団法人千葉県消防協会香取支部ポンプ操法大会が開催され、多古町からは小型ポンプの部で第5分団第4班(次浦)と、第7分団第6班(南並木)が出場しました。結果は、第7分団第6班(南並木)が見事に優良賞を受賞し、個人賞では第5分団第4班(次浦)の山倉昌也さんが最優秀指揮者、第7分団第6班(南並木)の高野裕さんが最優秀3番員としてそれぞれ表彰されました。

### 第5分団第4班(次浦) 指揮者：山倉昌也

大会本番で今までのベストタイムが出て、最高のパフォーマンスが出せたと思います。体の故障で少し練習を休んでしまいましたが、同じ班の仲間や分団長、協力してくれた第5分団のメンバーにはとても感謝しています。この操法練習や大会出場は、とても貴重な経験となり、そして良い思い出となりました。



### 第5分団第4班 (次浦)

指揮者：山倉昌也  
1番員：黒田昌伸  
2番員：堀井孝幸  
3番員：藤崎哲也  
補助員：佐藤大悟



### 第7分団第6班(南並木) 指揮者：佐藤滋久

週2~3回の練習は、多くの方々に協力をいただきました。みんなで協力してきたからこそ、この優良賞という結果はとても価値があると思っています。そして、練習を通して団員同士の絆が深まり、団結力も生まれました。この操法大会の経験を火事などの災害現場で生かしていきたいと思っています。



### 第7分団第6班 (南並木)

指揮者：佐藤滋久  
1番員：前林恭平  
2番員：飯田健太  
3番員：高野裕  
補助員：飯田友輝

